（特許印紙の売りさばきに関する省令の一部改正）

第三条　特許印紙の売りさばきに関する省令（平成十五年総務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（印紙代金の納付等） **第五条**　会社の代表者は、印紙を売りさばいた日（郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第三条に規定する販売者等（以下「販売者等」という。）が同法第四条第二項の規定により会社から印紙を買い受けた日及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第四条第一項に規定する受託者（以下「受託者」という。）が同法第十条の規定により適用される郵便切手類販売所等に関する法律第四条第二項の規定により会社から印紙を買い受けた日を含む。）の属する月の翌々月の末日までに、経済産業大臣に対して印紙の売りさばき金額及び次に掲げる売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を記載した報告書を提出するとともに、当該売りさばき金額から次に掲げる売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を控除した金額に相当する金額（以下「納付金額」という。）を特許特別会計に納付しなければならない。 一　会社の代表者が売りさばいた印紙の金額の百分の三・三に相当する金額 ［二　略］ ［2～4　略］	（印紙代金の納付等） **第五条**　［同上］ 一　会社の代表者が売りさばいた印紙の金額の百分の三・二四に相当する金額 ［二　同上］ ［2～4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令第五条第一項第一号の規定は、施行日以後に売りさばいた印紙について適用し、施行日前に売りさばいた印紙については、なお従前の例による。

第三条　第二条の規定による改正後の雇用保険印紙及び健康保険印紙の売りさばきに関する省令第五条第一項第一号の規定は、施行日以後に売りさばいた印紙について適用し、施行日前に売りさばいた印紙については、なお従前の例による。

第四条　第三条の規定による改正後の特許印紙の売りさばきに関する省令第五条第一項第一号の規定は、施行日以後に売りさばいた印紙について適用し、施行日前に売りさばいた印紙については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十六号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項及び第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （教育訓練給付金に関する暫定措置） **第二十四条**　法附則第十一条の適用を受ける者（雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十三号）附則第四条第二項の規定により法附則第十一条に規定する者とみなされた者を含む。）については、第百一条の二の七第一号及び第一号の二並びに第百一条の二の十一の二第二項中「三年」とあるのは「一年」とし、第百一条の二の七第二号及び第三号中「三年」とあるのは「二年」とする。	**附　則** （教育訓練給付金に関する暫定措置） **第二十四条**　法附則第十一条の適用を受ける者（雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十三号）附則第四条第二項の規定により法附則第十一条に規定する者とみなされた者を含む。）については、第百一条の二の七第一号及び第一号の二中「三年」とあるのは「一年」とし、同条第二号及び第三号中「三年」とあるのは「二年」とする。